○文部科学省告示第十九号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第二項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる史跡のうち同表の下欄に掲げる地域を特別史跡に指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

令和八年二月十七日

文部科学大臣　松本　洋平

上欄	下欄
名称	恭仁宮跡（山城国分寺跡）
関係告示	昭和三十二年文化財保護委員会告示第四十九号、平成十年文部省告示第十一号、平成二十年文部科学省告示第百二十二号、平成十年文部科学省告示第八十六号、平成十年文部科学省告示第百二十六号、平成二年文部科学省告示第十三号、第九十四回文部科学平成二年十文部科学省告示第十一号、第十回文部科学平成四年十文部科学省告示第十一号
所在地	京都府木津川市加茂町
地域	参考図のとおり。 備考　参考図の詳細は京都府文化財担当部局及び木津川市文化財担当部局に備えおいて縦覧に供する。

